

II 電子申告前の確認事項

電子申告の処理を開始する前に、以下の点を確認してください。

1. 使用できる文字を確認してください

国税e-Taxソフト仕様と地方税eLTAX仕様により、電子申告で使用できる文字が決められています。

以下のホームページに記載されている「利用可能文字一覧」に基づいて、ワーキングシートを入力する必要があります。

1. 法人税の利用可能文字一覧：<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/mojiichiran.pdf>
2. 地方税の利用可能文字一覧：<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/00114>

■電子申告で使用できない文字例

℃	No.	TEL	Å	ー	★	☆	♀	♂	♪	♭	#
---	-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

■e-TAXグループ通算でのチェックと対処

電子申告データの作成時(メニュー902)に、利用できない文字を入力していないかがチェックされて、その結果が画面に表示されます(117頁参照)。エラーとなっている項目がある場合は、入力データを代替文字に修正します。

2. 入力可能文字数の範囲内で入力してください

国税e-Taxソフト仕様・地方税eLTAX仕様では、各項目の入力可能文字数(半角文字も1文字と数えます。)が決められています。そのため、e-TAXグループ通算でも決められた文字数の範囲内でデータを入力してください。

なお、**入力文字数が制限される項目を巻末資料の206頁に掲載していますのでご参照ください。**

■e-TAXグループ通算でのチェックと対処

電子申告データの作成時(メニュー902)に、決められた文字数の範囲内で入力しているかがチェックされて、その結果が画面に表示されます(117頁参照)。エラーとなっている項目がある場合は、入力データを修正します。

なお、文字数の制限を超えたまま電子申告データを作成した場合は、入力可能文字数を超える文字が**切り捨て**られますので、ご注意ください。

3. 納税地・代表者名等の入力漏れがないかを確認してください

納税地・法人名・代表者名・代表者住所の入力がない場合は、メニュー902で電子申告データを作成できません。

そのため、電子申告データを作成する前に、これらの項目の入力漏れがないかを確認してください。

(1) 納税地・法人名

各通算法人は、管理者(マスターの登録権限を有するユーザ)が[101. 企業マスター]メニュー>[基本情報の登録]>[基本情報①]タブで登録した[納税地]・[法人名]を確認します。修正の必要がある場合は、管理者に依頼します。

【R04】基本情報の登録

基本情報① 基本情報② 基本情報③ 中小通算法人等の判定基礎

【通算法人の基本情報】

法人コード	0000000002
法人番号	9234567890123
フリガナ	株式会社新宿販売
名 称	株式会社新宿販売
別 文 字	新
郵便番号	〒161-0023
所 在 地	東京都新宿区△△4-5-6
電話番号	03 - 2222 - 1234
郵便番号	〒
本 店	
所在地	
電話番号	- -
グループ通算対象	☒ 対象 ☐ 対象外
通算親子区分	☐ 通算親法人 ☒ 通算子法人

ファンクションキーで選択してください

F2 前法人 F3 次法人 F4 確認終了 F8 右タブ F10 処理メニュー

(2) 代表者名・代表者住所

各通算法人は、[402.別表4へ自動転記される別表等の入力]メニュー>[1・2:納税地・株主等の明細(必須)]WSで、[会社代表者]・[代表者住所]を入力します。

4. 決算確定の日は、年月日まで入力する

[402.別表4へ自動転記される別表等の入力]メニュー>[1・3:法人税額の計算基礎(必須)]WSで[決算確定の日]を入力する場合は、年月日をすべて入力する必要があります。

5. 地方税WSの[納付税額の表示区分]で[入力省略(別建表示)]を選択してください

地方税eLTAX仕様では、都道府県民税と市町村民税について、納付額と還付額を別建てして申告書に表示する方法のみ対応しています。そのため、都道府県民税・市町村民税の地方税ワーキングシートの[納付税額の表示区分]で[入力省略(別建表示)]を選択する必要があります。

■ e-TAXグループ通算でのチェックと対処

地方税ワーキングシートの[納付税額の表示区分]で[相殺表示]を選択している申告先がある場合は、電子申告データの作成時(メニュー902)にエラー表示されます(123頁参照)。当該エラーが表示された場合は、地方税ワーキングシートで当該申告先の[納付税額の表示区分]で[入力省略(別建表示)]を選択します。

6. 確定申告書は、「確定申告」のデータで作成してください

確定申告書は、「確定申告データ」で作成してください。e-TAXグループ通算では「四半期試算・期末試算データ」でも確定申告書を作成できますが、電子申告を行うためには、「確定申告データ」で確定申告書を作成する必要があります。

7. 全体計算を行ってください

確定申告・修正申告・中間申告(仮決算)の場合は、管理者(グループ全体の処理権限を有するユーザ)が全体計算(メニュー701)を行った後に、各通算法人は電子申告データを作成してください。

なお、[各法人の処理状況の確認]で全体計算が完了しているかを確認できます。

■ [各法人の処理状況の確認]

各法人の入力状況が「O」、法人税・地方税計算が「本」と表示されていれば、全体計算が完了していることになります。

行	法人コード	法人名	法人税の入力	地方税の入力	法人税・地方税計算
1	0000000001	千代田製造株式会社	O R 4.10.5(17:49)	O R 4.10.5(17:49)	本 R 4.9.15(13:38)
2	0000000002	株式会社新宿販売	O R 4.9.7(11:48)	O R 4.9.7(11:54)	本 R 4.9.15(13:38)
3	0000000003	水道橋商事株式会社	O R 4.9.7(11:37)	O R 4.9.7(11:38)	本 R 4.9.15(13:38)
4					